

## 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

## 理 由

上告代理人長井清水の上告理由第一点について

原判文及び本件記録に徴すると、上告人が被上告人に当事者適格がないとして訴え却下の申立をしたことは明らかであつて、右申立について原審が原判示の判断をしたことにはなんら所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

同第二点及び第三点について

手形所持人は、たとえ手形が裏書の連続を欠くため形式的資格を有しなくても、実質的権利を証明するときは手形上の権利を行使することができることは、当裁判所の判例とするところであり（昭和二九年（オ）第八六号同三一年二月七日第三小法廷判決・民集一〇巻二号二七頁参照）、被上告人の上告人に対する本訴提起の当時、本件各手形はその外観上被上告人への裏書の連続を欠いていたが、被上告人が実質上本件手形の権利者であることは、原判決の確定するところであるから、被上告人の右各手形をもつてした本訴提起は、権利者による権利の行使として欠けることはなく、これにより右各手形債権の消滅時効の進行は中断の効力を生ずるものというべきであり、これと同趣旨の原審の判断は正当として是認することができる。論旨は、独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 中 村 治 朗

裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	本	山		亨
裁判官	谷	口	正	孝